

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

国民生活基礎調査にご協力ください

4月下旬から調査日の前後まで、調査員が対象世帯を訪問します。ご協力をお願いします。

①国民生活基礎調査(世帯票)

世帯状況や医療、福祉、年金などに関する調査です。対象地区は、泉釜ノ町、東通館ノ越、上新城道川の一部

調査日▶6月5日(木)

●問い合わせ

保健総務課 ☎(883)1170

②国民生活基礎調査(所得票)

所得、貯蓄に関する調査です。対象地区は①の調査を行った地区の一部

調査日▶7月10日(木)

●問い合わせ

保護第二課 ☎(866)8941

PM2.5などの大気汚染情報にご注意を

毎年、この季節は大陸からの偏西風や黄砂の影響により、大気汚染物質の濃度が上昇する傾向にあります。特に微小粒子状物質(PM2.5)が高濃度となり、注意喚起情報が発表された場合は、次のことにご注意ください。
・屋外での長時間の激しい運動を

できるだけ減らす

・屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にする

・呼吸器や循環器に疾患のあるかた、子ども、高齢者は、特に体調の変化に注意して慎重に行動を

大気環境情報をメール配信

市では、PM2.5の注意喚起情報などを、携帯電話やパソコンにメールで配信しています。配信希望のかたは、左記のホームページから登録してください。

http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/pl/

●問い合わせ

環境保全課 ☎(866)2075

市内産農産物、水産物などの加工・販売に助成

農林漁業者などによる、加工・販売など、6次産業化の取り組みを支援するため、次のような事業経費に対し助成します。申し込みは5月30日(金)まで。農林総務課へご連絡いただければ、担当者が直接訪問してお話を伺います。

■事業主体

・農林漁業者(個人、グループ、農業生産法人など)
・市内事業者補助対象となる加工品の市内農産物の利用割合がおおむね2分の1を超えること

■対象事業と補助額

①市内産の農林水産物を活用した

商品開発や改良など▶事業費の2分の1以内で上限は50万円

②市内産の農林水産物を加工するための施設や機械設備の整備など▶事業費の2分の1以内で上限は20万円

●問い合わせ

農林総務課 ☎(866)2115

環境保全型の農業に補助



国では、地球温暖化防止や生態系の保全に効果が高い営農活動に取り組んでいる農業者を支援しています。申請は6月30日(月)まで。

対象

*①②とも満たすかた。特例あり。
①販売目的に主作物を生産し、エコファーマー認定を受けている
②農業環境規範に基づく点検を実施している

対象となる取り組みとその補助額

*いずれも10ヶ当たりの額。
■化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減し、カバークロップ、リピングマルチ(畑作物)、草生栽培(果樹・茶)、冬期湛水管理(水稲)を行う取り組み▶8千円
■有機農業の取り組み▶最大8千円
■炭素貯蔵効果の高い堆肥の施用▶最大7千500円

●問い合わせ

農業農村振興課 ☎(866)2116

消費者トラブルの相談は市民相談センターへ

悪質商法による被害や、商品・サービスに関するトラブル、多重債務など、契約や取り引きの相談に消費生活相談員が応じます。

受付時間▶午前8時30分から午後5時15分まで(平日)

●相談電話 市民相談センター消費生活担当 ☎(866)2016

◆この時期のワンポイント

アドバイス!

引っ越しシーズンになると、「アパートを退去したが、修理代が差し引かれ、敷金が戻ってこない」「高額なハウスクリーニング代を請求された」などの相談が多く寄せられます。トラブルを避けるため、次の点にご注意ください。

■アパートへの入退去時には、管理会社、仲介業者などの関係者と部屋を確認し、必要に応じ、部屋の状況を写真で撮影して記録に残しましょう

■退去にともなう請求内容に納得がいけない場合は、入居時の契約書面をよく確認し、貸主側に十分な説明を求めましょう

*交渉には、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」をご参考ください。詳しくは市民相談センターへ。